

京 都 大 学 国 際 教 育 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第5条 委員会に、<u>学生派遣専門委員会、留学生受入れ専門委員会及び企画・運営等専門委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>学生派遣専門委員会は学生の海外派遣に関する事項を、留学生受入れ専門委員会は外国人留学生の受入れ及び外国人留学生に係る奨学金に関する事項を、企画・運営等専門委員会は教育の国際化の推進に関し委員長が必要と認める事項(学生派遣専門委員会及び留学生受入れ専門委員会において審議する事項を除く。)</u>を審議する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5条 委員会に、<u>企画運営委員会及び国際学生交流委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>企画運営委員会は教育の国際化の企画運営に関し委員長が必要と認める事項を、国際学生交流委員会は学生の海外派遣、外国人留学生の受入れ及び外国人留学生に係る奨学金に関する事項を</u>審議する。</p> <p>附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p>